

佐渡市基幹系業務システム等調達支援業務委託
プロポーザル審査要領

令和元年7月

佐渡市基幹系業務システム等調達支援業務委託に係る優先交渉業者を選考するにあたり、佐渡市基幹系業務システム等調達支援業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）の審査に関する事項を次のとおり定める。

1. 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行う。

- (1) 佐渡市基幹系業務システム等調達支援業務プロポーザル募集要領（以下「募集要領」という。）に規定する参加資格要件をすべて満たす事業者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した事業者

2. 審査の項目

- (1) 審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりとする。（合計 100 点）
 - ・ 総合評価点（100点満点）＝内容点（85点満点）＋価格点（15点満点）
- (2) 審査項目の内訳及び審査の視点は別表のとおりとする。

3. 審査委員会

提案者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを聴取する委員会を開催する。

(1) 日時及び場所

日時については令和元年 7 月 31 日を予定しているが、詳細については別途通知する。

(2) プレゼンテーション

- ① プレゼンテーションの時間は 1 者説明 20 分、質疑応答 15 分の合計 35 分程度を予定している。
- ② プレゼンテーションの際は、企画提案書を簡潔にまとめたものを使用すること。
- ③ プレゼンテーション用の資料は、委員会にて配布等するため、8 部用意すること。
- ④ スクリーン、プロジェクター及び電源コンセントは本市で準備するが、その他で説明に必要な機材については提案者が準備すること。
- ⑤ 参加人数は 3 人以内とすること。

4. 審査の方法

- (1) 委員会は、提出された各種様式及び企画提案書並びに提案者が当日行うプレゼンテーション等により、提案に対する審査を行う。
- (2) 審査は審査委員等が各々行う。

- (3) 審査委員等の評価は、別途定める審査基準に基づき行う。
- (4) 委員会は、審査委員等の祭典の合計点により、委託するにふさわしい第1順位の候補者と第2順位の候補者を選定するとともに、次点者以降についても順位を決定することとする。
- (5) 合計点が同点の場合は、見積価格が安価な者から順に順位を決定することとする。
- (6) ただし、合計点が満点の60%（以下、「最低基準点」という。）未満となった提案者は、優先交渉業者としない。